

埼玉県保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、県内保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部を支援することで、県内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額について市町村が補助した額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と当該事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第5条、第6条及び第10条に定める手続による
ことができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところ
によるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事
が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
<p>保育士1人当たり年額180,000円 (保育士1人当たり15,000円に対象期間の月数を乗じた額)</p>	<p>対象者が奨学金の返済に要する費用(元金、利息に限る。)</p>	<p>1/2</p>